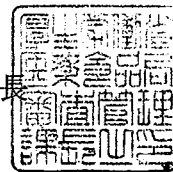




薬食審査発第 0331004 号
平成 21 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



我が国における医薬品の一般的名称の変更について（その 2）

第 15 改正日本薬局方（平成 18 年厚生労働省告示第 285 号）（以下「15 局」という。）において、従来の医薬品の日本名命名法を変更したところです。これに伴い、15 局に記載されていない医薬品に係る我が国における一般的名称（以下「JAN」という。）についても、平成 18 年 3 月 31 日付け薬食審査発第 0331013 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「日本薬局方の日本名命名法の変更に伴う医薬品の一般的名称（JAN）の取扱いについて」において、別紙の新命名法に従い変更することとし、平成 19 年 8 月 6 日付け薬食審査発第 0806001 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「我が国における医薬品の一般的名称の変更について（その 1）」により変更した JAN について通知したところです。

今般、15 局に記載されていない医薬品の JAN について、新命名法に基づくほか、現在の知見に基づき検討した結果、JAN の変更を要しないと判断されたものを別添のとおり通知しますので、御了知の上、貴管下関係業者に周知方よろしく御配慮願います。

なお、JAN については今後とも検討を行い、検討を終えたものから順次公表するものとするを申し添えます。

(別紙)

【第15改正日本薬局方における日本名命名法】

i) アミン誘導体の無機酸塩又は有機酸塩の場合は、「○○○***塩」と命名する。

<例>アクリルピシリン塩酸塩 (塩酸アクリルピシリン)
クロミフェンクエン酸塩 (クエン酸クロミフェン)

ii) 医薬品の活性本体が四級アンモニウムであり、その無機塩が医薬品の場合は、「○○○***化物」と命名する。

<例>アンベノニウム塩化物 (塩化アンベノニウム)
エコチオパートヨウ化物 (ヨウ化エコチオパート)

iii) 活性本体がアルコール誘導体であり、そのエステル誘導体が原薬である場合は、「○○○***エステル」と命名する。

<例>ヒドロコルチゾン酪酸エステル (酪酸ヒドロコルチゾン)
エストラジオール安息香酸エステル (安息香酸エストラジオール)

iv) 活性本体がカルボン酸誘導体であり、そのエステル誘導体が原薬でありかつエステル置換基の短縮名がINNで定められている場合は、カルボン酸誘導体の名称「○○○」と、エステル置換基の名称「△△△」を用い、スペース付きの二語表記「○○○ △△△」とする。

<例>セフロキシム アキシセチル (セフロキシムアキシセチル)
セフテラム ピボキシル (セフテラムピボキシル)

v) 水和物の場合は、「○○○水和物」と表記する。ただし、一水和物でない場合であっても水和物の数は表記しない。結晶水を有しない場合は、「無水」を表記しない。なお、複数の水和物が存在する場合において、水和物の数の表記は個別に検討する。

<例>アンピシリン水和物 (アンピシリン)
ピペミド酸水和物 (ピペミド酸三水和物)

vi) 活性本体の包接体が原薬である場合は、ゲストである活性本体の名称「○○○」とホスト化合物の名称「△△△」を用い、スペース付きの二語表記「○○○ △△△」とする。

<例>アルプロスタジル アルファデクス (アルプロスタジルアルファデクス)
リマプロスト アルファデクス (リマプロストアルファデクス)

※<例>に掲げた医薬品名の () 内の名称は、第十四改正日本薬局方の日本名を表す。